

# MASCOT CHARACTER DESIGN MANUAL

大田市マスコットキャラクターデザインマニュアル



Ginzan Walking Museum

平成27年9月9日  
大田市産業振興部観光振興課

## コンセプト

大田市マスコットキャラクター「らとちゃん」(以下「らとちゃん」という)は、「石見銀山遺跡とその文化的景観」世界遺産登録5周年事業のシンボルデザインとして誕生し、5周年事業終了後も、大田市マスコットキャラクターとして、大田市の持続・発展的な観光地域振興を推進する事業のシンボルデザインとして活用するものです。

らとちゃんのデザインの使用にあたっては、本書「大田市マスコットキャラクターデザインマニュアル」(以下「デザインマニュアル」という)及び別に定める使用取扱規程を遵守してください。



大田市マスコットキャラクター  
らとちゃん

## デザインコンセプト

「螺灯(らとう)」と鉱夫の衣装がモチーフの、親しみやすく愛らしいマスコットキャラクターです。「螺灯」とは、かつて石見銀山の坑道でも使われた、サザエの殻を用いた灯りで、市民や来訪者に話題を提供するユーモアに溢れたデザインです。また、人々の心や地域の未来に明かりを灯す希望や可能性が感じられる元気で明るいイメージで、海や山など地域の魅力を効果的にアピールします。

## らとちゃんの設定

役割:大田のいろいろな魅力をアピールして、みんなの心や大田の未来を明るくすること

性格:恥ずかしがり屋だけど、一度火が付くとソコヌケに明るい、いちばながんばり屋

年齢:子ども

性別:なし

好物:大田の特産品はなんでも大好き。大田の景色や文化、大田で遊ぶのも大好き

## 色表示規程(カラー)

●らとちゃんの配色は、ここに定める色表示規程に従って使用してください。



目・線



C 0%  
M 0%  
Y 0%  
K 90%

炎外縁部



C 0%  
M 80%  
Y 80%  
K 0%

貝殻



C 0%  
M 15%  
Y 25%  
K 32%

きもの



C 0%  
M 30%  
Y 40%  
K 53%

炎中心部



C 0%  
M 0%  
Y 100%  
K 0%

肌



C 0%  
M 12%  
Y 20%  
K 0%

口の中

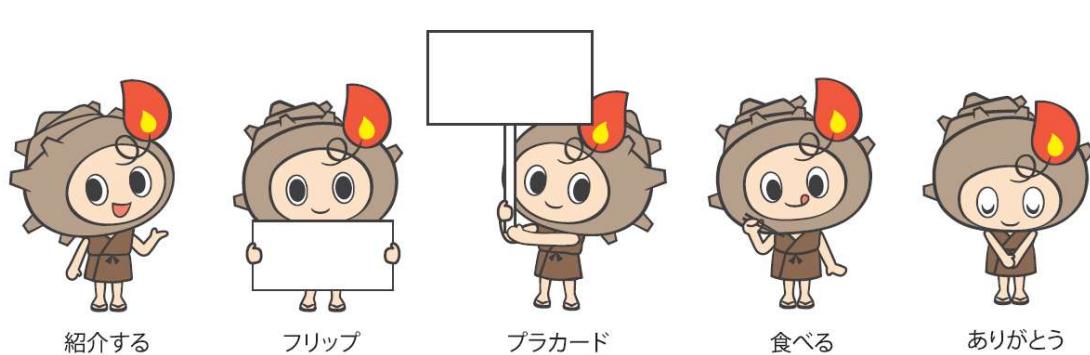


C 0%  
M 60%  
Y 50%  
K 0%

## デザインバリエーション(カラー)

- らとちゃんは、以下の基本デザイン(16ポーズ)を定めます。  
表示にあたってはここに定める基本デザインを使用してください。  
この基本デザインは、デザインマニュアル末尾「使用にあたっての注意」に定める範囲  
内で、変更することができます。
- 変更後のデザインは追加デザインとして定めます。追加デザインには⑦以降の番号を  
付番して管理することとし、基本デザインと同様に使用することができます。

### 基本デザイン



## 色表示規程(単色)

---

●印刷の制限により規定色が使用できない場合は、スミまたは単色表示とし、そのほかの使用はさけてください。



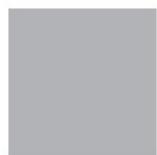
目・線



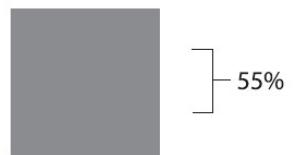
炎外縁部



貝殻



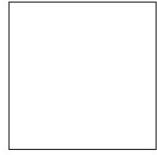
きもの



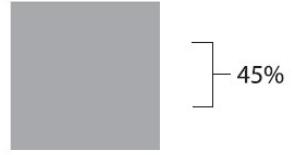
炎中心部



肌



口の中

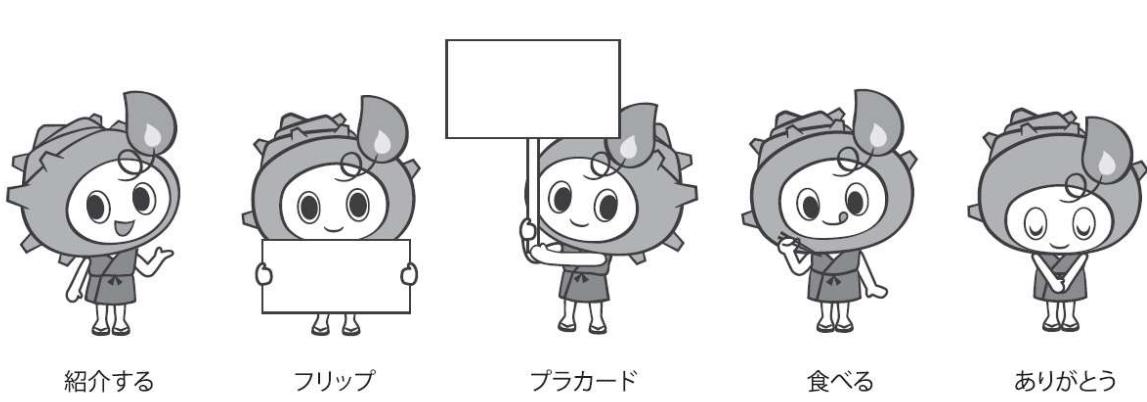
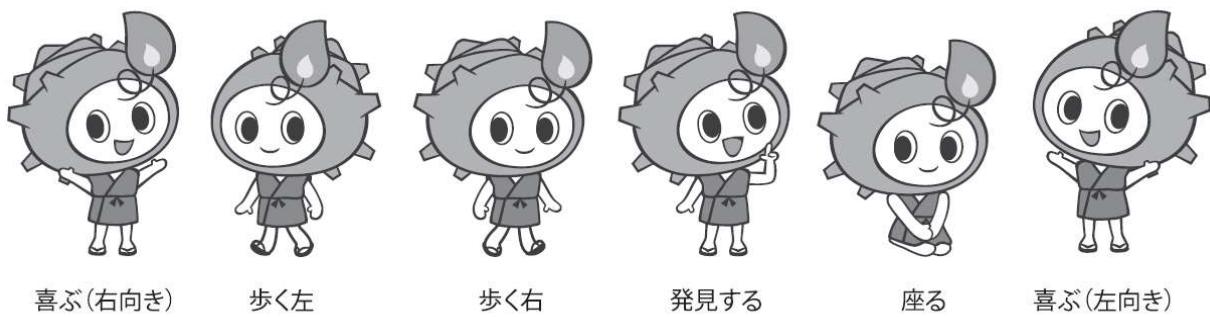
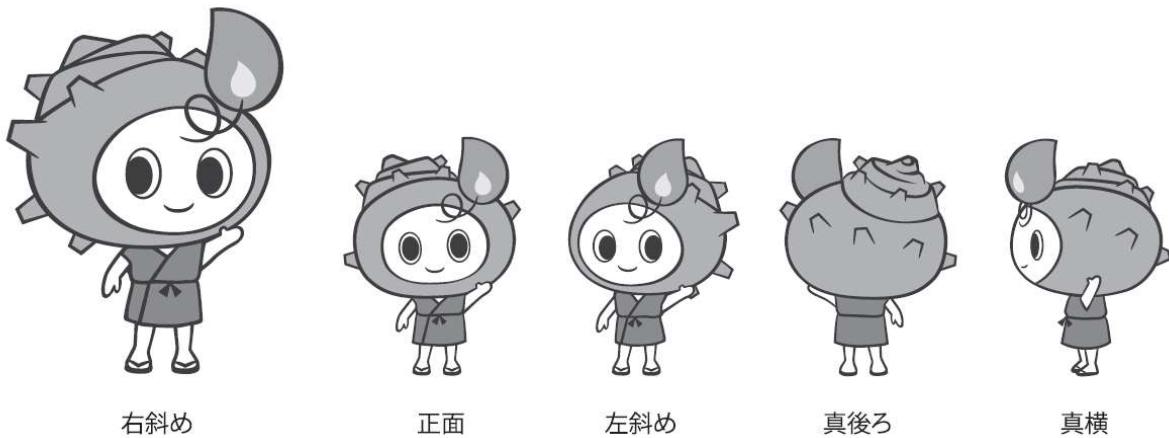


## デザインバリエーション(単色)

---

### 基本デザイン(単色バリエーション)

---

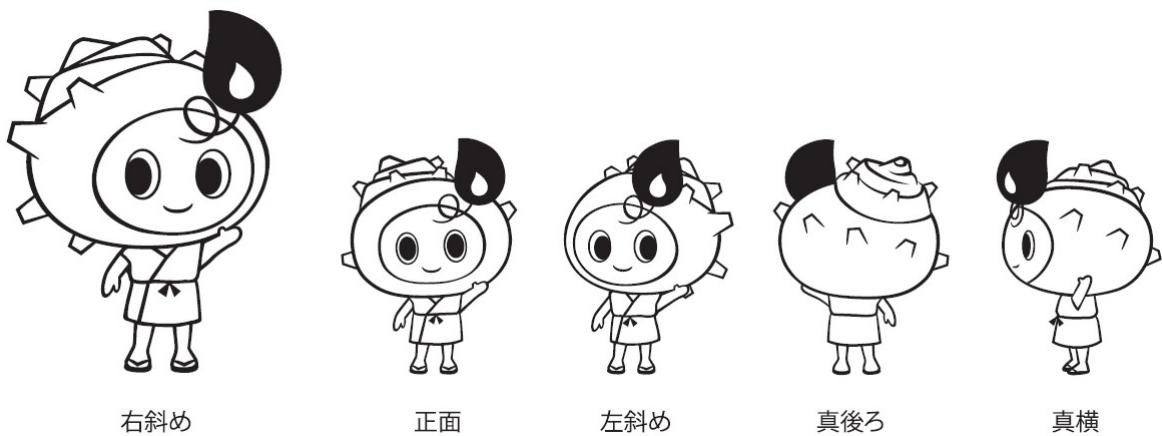


## デザインバリエーション(線画)

---

## 基本デザイン(単色バリエーションアミなし)

---



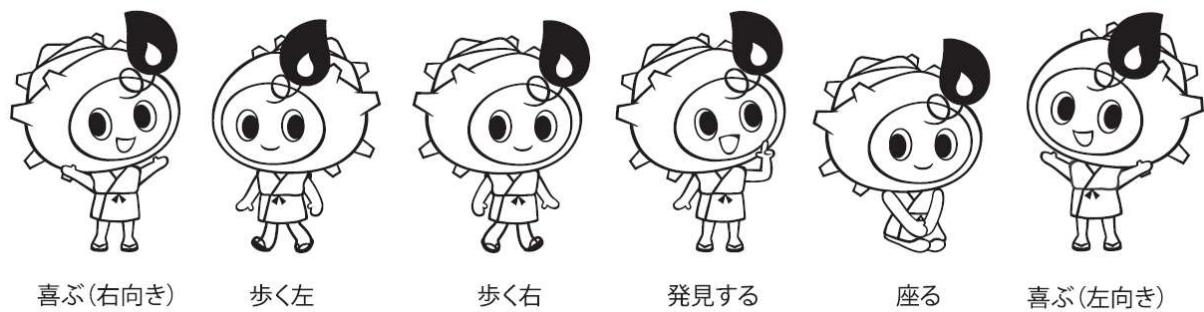
右斜め

正面

左斜め

真後ろ

真横



喜ぶ(右向き)

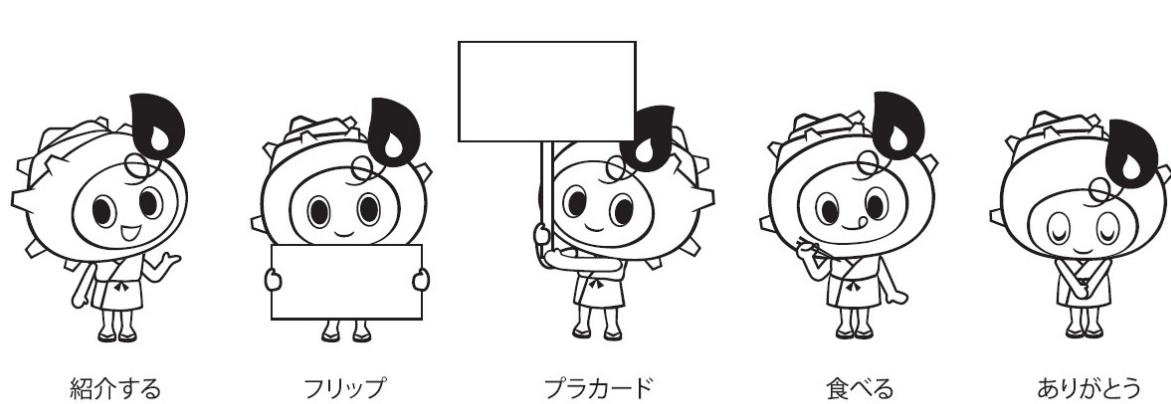
歩く左

歩く右

発見する

座る

喜ぶ(左向き)



紹介する

フリップ

プラカード

食べる

ありがとう

## 追加デザイン

⑯食育らとちゃん



⑰体操する



⑲ランニング



⑳予防接種



㉑健康診断



㉒赤ちゃん抱っこ



㉓歯みがき



㉔たばこはダメ



㉕トレッキング



㉖サーフィン



㉗あなごを食べる



㉘大あなごに驚く



㉙あなごのつかみどり



## 追加デザイン(単色バリエーション)

---

⑯食育らとちゃん



⑰体操する



⑱ランニング



⑲予防接種



⑳健康診断



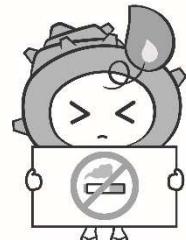
㉑赤ちゃん抱っこ



㉒歯みがき



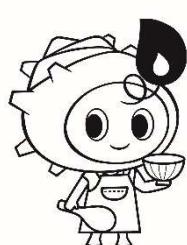
㉓たばこはダメ



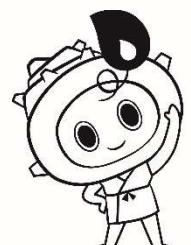
## 追加デザイン(単色バリエーションアミなし)

---

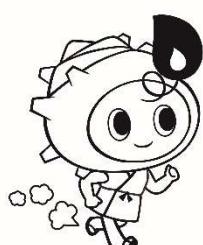
⑯食育らとちゃん



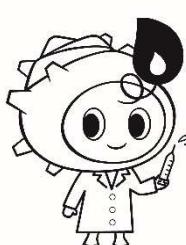
⑰体操する



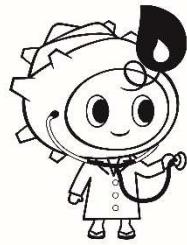
⑱ランニング



㉑予防接種



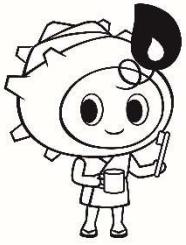
㉒健康診断



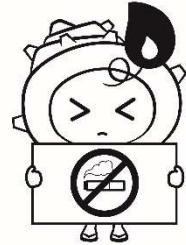
㉓赤ちゃん抱っこ



㉔歯みがき



㉕たばこはダメ



## 使用にあたっての注意(平成27年9月9日改定)

### 【承認番号の表示】

らとちゃんのデザインの使用に際しては、大田市が発行する承認番号ならびに「らとちゃん」の名称を表示する必要があります。

承認番号については「©2012 大田市 らとちゃん(番号)」を、デザインの付近に、表示困難な場合はデザインを使用する面の任意の場所に配置してください。承認番号をデザインの付近に配置できない場合、「大田市マスコットキャラクターらとちゃん」または「らとちゃん」の表示を、デザインの付近に配置してください。

これらの表示は任意の書式、サイズで表示できますが、視認可能な大きさとしてください。デザイン上、表示自体が困難な場合や、適切な表示方法が不明な場合は、大田市にご相談ください。

### 【らとちゃんの基本デザインの変更について】

ポーズ、服装、道具、表情に限り、基本デザインから変更することができます。基本デザインのデータが必要な場合は、大田市にお知らせください。変更したデザインを使用する際に、「デザイン等使用承認申請書」とあわせて、「マスコットキャラクターデザイン変更に関する誓約書」を提出してください。

変更は、らとちゃんの設定やイメージ、基本デザインとの調和を心がけてください。また、必ず上記の申請前にデザイン案について大田市と協議し、デザインマニュアルに基づき修正指示があった場合は、その指示に従ってください。

### 【可能なデザイン変更の例】

- ・基本ポーズにない感情表現(飛びあがって喜ぶ、恥ずかしがるなど)
- ・地域や職業をPRする服装、道具(祭りのハッピーや消防服を着る、鍬や聴診器を持つなど)
- ・一般的なシチュエーション(机で文字を書く、走る、料理をするなど)

### 【デザイン変更に際しての条件】

- ・デジタル処理により作成した画像のみが許可対象です。
- ・変更したデザインに関する一切の権利は、大田市に帰属します(らとちゃん本体のデザインに限ります。らとちゃんのデザインと一体ではない独立した要素、背景や文字などの要素は含みません)。
- ・デザインの変更に要した費用は、すべて申請者が負担するものとします。
- ・変更したデザインは大田市が公表し、基本デザインと同じ条件で第三者が利用できるものと



©2012 大田市 らとちゃん 000

します。

- ・承認決定後、変更したデザインのデジタルデータを、大田市へ送付してください。(公開用として Adobe IllustratorCS3 以降に対応する、または互換性を持つ、文字等がすべてアウトライナ化されたデータ 1 点、閲覧用として PDF データ 1 点の計 2 点)

#### 【基本デザインから変更できないもの】

- ・らとちゃんの設定やイメージに適さない表現はできません。
- ・頭部と肌の配色の変更はできません(照れの感情表現など、自然と考えられる変更は可能です)。
- ・頭部の大部分を隠すなど、頭部の主要箇所の省略や改変などの変更はできません。
- ・頭部や胴体の縦横比率の変更はできません。服装の形状に基づく体型の変更は可能です。
- ・性別をイメージ付ける服装や道具の使用はできません。
- ・特定の法人や商品を表す服装や道具の使用はできません。
- ・劇画調や手書き風など、基本デザインと調和しないタッチは承認できないことがあります。  
基本デザインに基づくものでも、一部(手足の太さ、長さなど)が他のデザインと調和しない場合には、修正を要することがあります。
- ・他のキャラクターと連動する表現は、らとちゃんの設定やイメージに関連しない場合はできません。

#### 【セリフやフキダシについて】

- ・らとちゃんの設定やイメージに関連する範囲で、らとちゃんの発言表現ができます。
- ・らとちゃんのデザインに文字を重ねることはできません(表現上必要なものは認める場合があります)。
- ・特定企業を PR することはできません。大田市の地域や物産などを PR することは可能です。  
例:×「□□株式会社のお魚おいしいよ！」  
○「■■(地域名)のお魚おいしいよ！」
- ・性別や特定年齢層をイメージする発言や口調(幼児言葉など)はできません。  
(～よ、～だよ、のような、元気で親しみやすい口調を基本としてください)
- ・一人称は「らとちゃん」です。

#### 【名称の商品への使用】

- ・らとちゃんの設定やイメージに関連する範囲で、らとちゃんの名称を商品に含めることができます。
- ・らとちゃんの設定やイメージに異なる商品表現はできません。  
例:×「らとちゃん揚げ」(調理法との組み合わせは不可)  
△「らとちゃん揚げパン」(飲食物との組み合わせはらとちゃん=食べ物の誤解がなければ可)  
△「らとちゃんの揚げパン」(同上)

- 「らとちゃん型揚げパン」
- ×「らとちゃん大好き米粉揚げパン」(設定等に無関係のイメージ付けは不可。 パッケージ等に設定に関連する補足情報がある場合は可とできます)
- 「らとちゃん大好き大田産米粉揚げパン」(設定等に関するイメージ付けは可)
- 「らとちゃんキーホルダー」(飲食物以外は、設定等に関連すれば可)